科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 6月 20 日現在

機関番号: 3 4 3 1 4 研究種目: 基盤研究(C) 研究期間: 2011 ~ 2013

課題番号: 23530130

研究課題名(和文)生存権のジェンダー分析 若い女性への支援法の構築

研究課題名(英文) The analysis of the right to live in gender-sensitive perspective: Social work with

girls

研究代表者

若尾 典子(WAKAO, Noriko)

佛教大学・社会福祉学部・教授

研究者番号:70301439

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文): 若い女性にたいするソーシャル・ワークの必要性を、生存権保障という憲法上の要請から検討した。若い女性は、家族の貧困・暴力の連鎖のなかに放置されやすいという問題をもつからである。第一に、暴力被害者である少女と加害家族の双方が、道徳的非難によって社会的に排除されてきたことを憲法判例から明らかにした。第二に、「若い女性」への支援をオーストリアについて検討した。オーストリアでは、青少年支援が福祉と社会教育に二分されてきた枠組みは維持されつつも、ソーシャルワークという点で連携するようになっており、当事者たる少女の力を引き出す方法が試みられている。

研究成果の概要(英文): The aim of this research is to maintain the need for social work with girls.We have regarded that girls should be dependent on the family because of their vulnerabilities. But there is vio lence against girls in the family.Girls need social support to be independent of the family on the grounds for Article 25 and 24 of the Constitution .

研究分野: 社会科学

科研費の分科・細目: 法学・新領域法学

キーワード: 生存権 家族における暴力 貧困の連鎖 ジェンダーに敏感な視点

1.研究開始当初の背景

本研究のテーマは、憲法学と社会保障法学との接点にある生存権を、少女・若い女性の抱える困難さへの支援という課題から検討することにある。憲法学と社会保障法学の接点として生存権を検討する試みは、1990年代半ば以降、社会保障構造改革の進展によって生じた、比較的新しい研究課題である。

憲法学において生存権は、生存権の主体というより、保護提供者たる公権力を対象に検討されてきた。生存権が公権力による給付を要請する点で、国会による財政民主主義の問題や司法審査の可能性などに議論が集中してきた。生存権保障の実態、すなわち生存権の担い手たる人々の生活状況は、社会保障法学の課題と考えられてきた。

ところが 1995 年、社会保障制度審議会勧告(以後、95 年勧告という)は、従来の憲法 25 条にもとづく「最低限度の生活保障」から、「すこやかで安定した生活保障」への転換を宣言した。戦後 50 年が経過し、社会保障が充実した結果、最低生活保障は実現したため、社会保障制度の目標は、より充実した生活保障にする、ということである。この新たな理念の登場を基礎づける試みとして憲法 13 条を基底とする「個人主義的自律的人間像」が社会保障法学からも提起された。

しかし 95 年勧告の下、現実に進展した社会保障構造改革は、「給付水準の抑制と自己負担の増大」(宮本太郎『福祉政治 日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣、2001年)であり、「雇用破壊」と相まって、克服されたはずの最低限度の生活さえ保障されたはずの最低限度の生活さえ保障志れたはずの最低限度の生活さえ保障志にない人々の問題、貧困問題が噴出した。憲法学は、憲法 25 条の生存権の主体、すなわりでよせざるをえなくなった(西原博史「生存権論の理論的課題 自己決定・社会的をよせざるを表なくなった(西原博史「生存権論の理論的課題 自己決定・社会包摂・潜在能力」法律時報 80 観 12 号、2008年)

「福祉の受け手」への関心としては、「ホームレス」に注目し、生存権の規範性を問いなおそうとする、笹沼弘志『ホームレスと自立/排除』(大月書店、2008年)の研究成果も登場している。

なかでも、新しい生存権の主体として注目されるようになったのが、「子ども・若者」問題である。「子どもの貧困」・「若者の貧困」という用語は、家族のなかに埋没させられてきた「子ども・若者」が生存権の主体として新たに浮上したことを示している。

2009年「子ども・若者育成支援推進法」(以下、推進法という)が、基本理念として、子ども・若者が「自立した個人としての自己を確立」すること、「個人としての尊厳が重んじられ」ること、「不当な差別的取扱いをうけることがない」ことを掲げ(推進法2条)たことにも、人権の主体としての子ども・若者が承認されたことを示している。

しかし、推進法は児童福祉法や社会教育法

との関連が不明確なところがあり、かつ主として就労支援が想定されているが、はたして「子ども・若者」の実態に対応することになるのか、明確ではない。

とくに、社会問題化している「少女・若い女性」が家族の貧困・暴力のなかで抱えている困難さへの支援は、女性政策からも、子ども・若者政策からも、位置付けられていないように思われる。

2.研究の目的

本研究は、少女・若い女性の抱える困難さ への支援を生存権保障として検討すること を試みる。

10 代・20 代の女性は、経済的にも精神的にも不安定な状況におかれ、「傷つきやすい人々」でもある。なぜ、少女・若い女性への支援が、政策課題とはならないのか。家族からの自立という支援の基本を、そのように確保していくのか。若い女性への支援のありかたを検討する。

3. 研究の方法

第一に、「少女・若い女性」が生存権の主体として把握されにくいのは、なぜか。憲法学における先行研究を検討する。第二に、「少女・若い女性」支援を実施している国としてオーストリア・ウィーンを取り上げ、その現状を比較・検討する。

4. 研究成果

(1) 憲法判例にみる少女と家族の関係

「少女」は、支援を必要とする存在として、 憲法学にも浮上していた。1955年前借金無効 最高裁判決(以後、55年判決という)と、1973 年尊属殺重罰規定違憲最高裁判決(以後、73 年判決という)である。

前借金無効最高裁判決

55 年判決は、16 歳に満たない少女が親に よって酌婦として売られたケースである。す でに憲法 18 条は奴隷的拘束を禁止し、労働 法 17 条が前借金を禁止していた。したがっ て最高裁判決は、憲法 18 条にもとづき、前 借金契約の無効を確認することが求められ た。ところが、55年判決は、前借金について、 戦前に形成された「民法 90 条の公序良俗」 問題として検討するにとどまった。55年判決 の論理は、戦前の判例にもとづく判断をした 高裁判決に引きずられたともいえるが、少女 への認識に関して高裁判決を支持している ことから、前借金契約の法的判断を戦後法制 にもとづいて判断することを避けたといえ る。1950年代、親による子の身売りが社会問 題化していたが、日本国憲法 24 条・18 条の 課題として検討されるべきだったように思 われる。24条・18条は、「家」制度下の家族 の貧困・暴力を克服する課題をもって登場し たのだから。ところが 55 年判決は日本国憲 法 18 条・24 条を無視した。それは、戦後法 制において「少女」の人権保障が欠落してい

たことを隠蔽・容認することを意味した。

事実、55 年判決は 1956 年売春防止法制定の追い風となったと評価されているが、事案で問題となった身売りされる少女の問題は、戦前の児童虐待防止法(旧)の規定を、放置福祉法の「雑則」におくにとどまり、放置された。この問題に取組むようになるのは、当時である。同法 15 条が被害児童の保護・支援の規定となっているが、ネット社会の問題状況に対応できずにおり、買春側の処罰は実施されても、被害児童への支援は不十分である。

尊属殺重罰規定違憲判決

73 年判決は、14 歳のときから実父にレイプされ、以後夫婦同然の生活を強いられてきた女性が、家を出たいと父にいうと、軟禁でれ暴力をうけたため、実父を絞殺した事件である。当時、刑法には尊属殺規定が存猶られず、もっとも軽い刑で懲役2年6月といかなかった。地裁判決は尊属殺規高高大のとしたうえで、懲役2年6月を高担した。73年判決は、地裁・高裁いさも異なり、尊属殺規定を違憲・無効とした。40年を適用して、執行猶予とした。

憲法学において、73年判決は、尊属殺規定 を違憲とした結論が評価されたが、その理由 には批判が集中した。尊属殺規定の「目的」 は合憲だが、「手段」としては量刑が重すぎ 違憲である、とした点である。

たしかに 73 年判決は、尊属殺規定を「人倫の大本に反し、かかる行為をあえてした者の背倫理性は特に思い非難に値する」と時代錯誤の認識で評価しており、この点に憲法学からの批判が集中したのは当然である。しかし 73 年判決の「手段」違憲論は、実質的には尊属殺規定を無用の長物と判定した。この結論のために、理念的に尊属殺規定を評価しておいたにすぎない。

73年判決は、現実の尊属殺事件の加害者に は、重罰ではなく減軽された刑が適用されて いる事実に注目した。事案の多くに、「卑属 の背倫理性」がみられず、逆に「尊属の非道 の行為」が目につく。尊属殺規定は、卑属の やむをえない行為を重罰によって裁くもの でしかない。「尊属でありながら卑属に対し て非道の行為に出て、ついには卑属をして尊 属を殺害する事態に立ち至らしめる事例も みられ」る。とすれば、たとえ卑属の背倫理 性がみられる事例があっても、普通殺人罪の 適用で十分に対応できる。ことさら「尊属へ の尊重報恩」を確保するため重罰規定を維持 する必要はない、と。73年判決は、この事件 を特殊なものとせず、この事件も含めて、尊 属殺事件には、親による「非道の行為」があ ることを率直に認めた。逆にいえば、尊属殺 規定の存在によって、戦後も家族のなかの暴 力、すなわち親の子にたいする権力としての 暴力が、法廷でみえていた。しかし、憲法学は、尊属殺規定にたいする 73 年判決のイデオロギー批判にとどまり、家族のなかの暴力には関心をみせなかった。戦後もなお家族において少女への暴力が維持されている事実を、憲法学は受け止めなかった。DV であれ、児童虐待であれ、家族のなかの暴力が社会問題化するのは、1990 年代をまつことになる。児童虐待防止法は 2000 年に、DV 防止法が2001 年に制定された。

以上、二つの憲法判例の検討によって、支援を求める少女の存在は裁判所において可視化されていたが、支援を必要とする生存権保障の主体とみなされることはなかった。

その理由は、第一に、少女は支援を要する被害者であるというより、逸脱行動の当事者であるとみなされた。少女は年齢によって生存権の主体から排除されたのではない。少女の主体的な行動に問題があるとみなされた。少女は、売春労働あるいは夫婦生活に「合意」したとされ、素行不良な少女・近親姦の当事者となった。

第二に、加害者たる親もまた、特殊な家 族・逸脱家族として非難され、戦後家族とは 無縁な家族として排除されるにとどまった。 日本国憲法 18条・24条が保障する「個人の 尊厳」は、家族(=親)によって侵害されてい る。この事実を憲法学が受け止めることによ って、「少女」の人権保障が課題となるはず だった。少女らへの支援は、家族からの自立、 すなわち個人としての生存権保障が必要な のだから。少女の家族は、戦後家族とは無縁 な「逸脱家族」とみなされることによって、 少女の人権保障は憲法学上の課題となるこ とがなかった(若尾典子「『少女支援』を考え 人権保障としての『社会福祉』」ジェ ンダー法学会編『ジェンダーと法 第2巻 固定された性役割からの解放』日本加除出版、 2012年、205-219頁)。

(2)オーストリア・ウィーンの少女支援オーストリア憲法と青少年支援

オーストリアは二つの世界大戦の経験もあって、青少年支援が重視されてきた。オーストリア憲法 12 条は、「母性、乳幼児および青少年の保護」について、連邦が基本法の制定を、州が施行法律の制定と執行を行うとしている。したがって「青少年保護」は、憲法上、連邦と州が行うべき課題とされている。

憲法上の「青少年保護」は、もともとは、 青少年福祉、すなわち家族や自身に問題を抱 える青少年にたいするものである。これを受 けて 1954 年に制定され、1989 年に改正され たのが青少年福祉法であり、その担当部局と して青少年局がある。

しかし、オーストリアの青少年支援には、いま一つの重要な柱がある。それは、学校や家庭以外の場での青少年活動への支援である。多様な団体によって行われ、伝統的には「社会教育」と位置付けられてきた。だが、1970年代以降は、社会教育としての青少年支

援は、当事者主義を重視する方向へと大きく 転換した。「青少年とともにあるソーシャ ル・ワーク」という位置づけである。したが って「ソーシャル・ワーク」という点で、青 少年福祉との連動が明確になっている。

ウィーンの青少年支援

ウィーン市では、青少年支援について積極的な政策を展開している。青少年向けの「報センター」を設置し、15歳から25歳を打ちが、自由に集うことのできる場をが、自由に集みできる場をできる場でである。ただし、来訪者には年齢限となっての人々に開放された空間となっての人々に開放された空間といる。ウィーン市の情報センターの一通光客の多くあつまるような目抜く、大のである。セント情報が得られるからである。セント情報が得られるからである。セント情報が得られるからである。セント情報が得られるからである。セント情報が得られるがである。セント情報が得られるがである。セント情報が得られるがである。セント情報が得られるがである。とがである。

もちろんセンターには、個別の相談室も設置され、相談員が注意深く対応する。その場合も、相談員の課題は、あくまで青少年自身が自分の問題に対応できるようにすることであって、忠告・説教ではない。そのため相談では、匿名性・1 回性が重視されている。

また最近では、薬物問題・失業問題などへの取組みが重視され、相談員が積極的に町にでて、たむろする青少年らと語り合うことも進められている。

このような取組みのなかから、「ジェンダーに敏感な視点」が登場してきた。例えば、自由に集まってくる青少年らのなかに繰り返し参加するグループができてくる。その場合、仲間づくりは少年が中心であり、少女は彼らのガールフレンドとして参加している。ところが、次第に少女らも自分たちでやりたいと考えるようになり、「少女カフェ」「少女ライブ」が企画・実行されている。

あるいは、家族内暴力の問題を抱える少女が、センターで相談するなかで、友達とともに、家族から自立することを考えるようになる。また家族のなかの暴力の問題は、少年支援として重要になっている。とくに移民家族の文化的伝統とも関わる問題であり、かつウィーンの学校や社会との文化的葛藤を抱え込むのは、少年に多いためである。

青少年支援において、少女だけ、あるいは 少年だけの場を提供することが必要か否か については、実践的にも理論的にも試行錯誤 の段階である。ウィーン市内の繁華街にある 少女センターは、2012年に設置されたばかり で規模も小さかったが、指導員らは念願がか なったと喜んでいた。しかし、具体的に透明が なったとある、とのことだった。したがって、現状る ある、とのことだった。したがってで は性別のセンター運営は試行錯誤といる が、少なくとも、ジェンダー視点による青少 年支援の取組みは進展している。

これにたいし青少年福祉の領域では、ジェ ンダー視点はあまり考慮されていないよう である。ウィーン市の児童虐待相談センター での聞き取りでも、「ジェンダー」という用 語にたいしては、拒否反応が返ってきた。「こ こでは個別の問題に対応しているのであっ て、性による区別をするような対応はしてい ません」と。このような誤解ないしは過剰反 応がみられるのは、指導員の個性にもよるが、 聞き取りをした 2012 年は、1950-80 年代の施 設における児童虐待問題が社会問題化して いる時期だったせいもある。児童養護施設 (以後、ハイムという)における少女買春と いう事実も、過去のこととはいえ、明らかに されたところだった。したがって、青少年局 を中心とした青少年福祉の領域では、旧来の 青少年支援の枠組みを改革する動きが始ま っている状況といえよう。情報センターがオ ープンで当事者主義を重視した支援へと転 換することによって、深刻な問題を抱える青 少年への早期対応、すなわち青少年局への連 絡などをも可能になっている。課題は、これ を受け止める青少年福祉の改革にある。それ だけに、ハイムにおける虐待問題は、1990年 代には大規模ハイムが廃止されるなかで解 消されたが、暴力への自覚的な取組みによっ てではなかったことが反省されている。単な る過去の清算として被害者への補償をする にとどめることなく、青少年福祉の改革のた めの重要な機会として、取組まれている(若 尾、前掲書、217-218 頁)。

ハイム問題

2010 年、ウィーン市は、ハイムでの暴力被害者の告発を受け、ハイムでの暴力を認め、当事者への謝罪と補償を約束した。そして、実態を調査するため歴史家委員会を設置した。その調査報告が 2012 年『奪われた子ども時代 ウィーン市のハイムにおける暴力(1950 年代から 1980 年代まで)』(以下、報告書という)として公刊された。

報告書は、以下のことを指摘する。ハイムには孤児だけでなく、母子家庭や親の養育に問題のある家庭の子どもも収容されてきた。ところが、ハイム送致の基準は、もっぱら子どもの逸脱の程度に置かれた。20世紀初頭以来、一時保護所で、子どもが観察され、親元に帰すか、里親に委ねるか、ハイムに送致するかが決定されるシステムが形成された。この鑑定には児童心理学・発達教育学などが動員され、親権剥奪を正当化した。ハイム送致の決定は、子どもの逸脱性が基準となっており、養育家族の問題ではなかった。

養育環境の問題が、子どもの逸脱性の問題へとすりかわる理由は、青少年福祉が労働者家族対策だったからである。父のない子や養育義務を果たせない父のいる子は、圧倒的に労働者家族に多かった。しかも子の養育は、現実には母親が行うが、その責任は父にあり、父親の監督責任が重視されてきた。父の不在・不適切な監督は、子を規律なき状況に放

置するものと考えられた。養育環境に問題がある、すなわち適切な父権の下にない子どもをハイムに収容することは、父権によって正当化されている規律をハイムにおいて行うことを意味した。それゆえ、ハイムにおける過剰な暴力が正当化されてきた、と。

家族のなかの暴力は、近代市民家族の支柱としての父権・夫権によって正当化されてきた。妻にたいする暴力が夫権の行使として容認されたように、子どもにたいする暴力は父権の行使として重視された。そして、父権の行使が期待できない、したがって養育環境に問題のある子どもは、子ども自身の逸脱として把握され、そのような子どもの養育として、父権にかわるハイムの暴力が正当化された(若尾「近代家族の暴力性と日本国憲法 24条」名古屋大学法政論集 255 号、2014 年、587-617頁)。

(3)生存権のジェンダー分析の論点 社会保障法とジェンダー

生存権の主体への関心が浮上するなか、「福祉の受け手」に女性の多い事実は、新たな問題を提起させた。それまで社会保障法が「女性」を対象に福祉政策を展開してきていることは、よく知られていた。ところが、きの「女性」を対象とする福祉政策は、とこの「女性」を対象とする福祉政策は、とっての男性を排除する「女性優遇」措置となり、「逆差別」ではないか、という問題宝はり、「逆差別」ではないか、という問題宝庫り、「逆差別」ではないか、という問題宝庫の「社会保障制度は、男女差別の『宝別禁止法の新展開 ダイヴァーシティの実現を目指して』日本評論社、2008年、227頁)と。

では、なぜ、社会保障法の領域で「女性優遇」が制度化されてきたのか。一つは、社会保障制度の特質にある。「福祉の受け手」とは、社会的に不利な立場におかれた人々ある。とすれば、社会的に不利な立場にある人々として「女性」が存在しており、彼女らへの支援が制度化されてきた。他の制度における「女性優遇」措置を生み出した。それゆえる「女性優遇」措置を生み出した。それいる制度は「自明」のこととされてきた。

しかし、この自明性には、重要な問題がある。それは、女性優遇措置が、「福祉の受け手」たる女性への差別を助長するものとなっていることである。例えば、児童扶養手当法には、「未婚の母」や「離婚した障害者母」にたいする差別が存在してきた。堀木訴訟において、堀木さんは、「障害をもつ父と健常者母」の間の子は手当が支給されるのに、「障害をもつ母」に支給されないのは、「差別」だと提起した。地裁判決は、この堀木さんの被差別観を受け止め、違憲判決を導き出した。

また、児童扶養手当法には「父の認知」によって手当が不支給となる規定があった。未婚の母らは、離婚した母子家庭には法律上の「父」がいるにもかかわらず手当が支給され

るが、未婚の場合には、法律上の父の登場によって、手当を不支給としており、差別だと提訴した。最高裁判決は、この差別を認め、法律も改正された。児童扶養手当法は、父子家庭を排除しているが、その理由は、母子家庭となった女性にたいする道徳的差別を内包させるところにあった(若尾「憲法からみた社会保障法におけるジェンダー問題」「ジェンダーと法 7号、2010年、114-128頁)

この社会保障制度にはらまれる性差別の構造は、戦後の社会保障制度が「恩恵」から「権利」へと転換した、といわれてきたことを、改めて検証する必要性を示唆する。「生活保護バッシング」にもみられるように、「福祉の受け手」となることは、「権利の主体」ではなく、「差別される存在」すなわち恩恵の受け手となることを意味している。

福祉の受け手がもつ被差別観がどのように生じるのか。それは、生存権保障を具体化する「社会福祉・社会保障・公衆衛生」をめぐる法制度が、人権保障手続きを確保しているのか、という問題でもある。とくに、いかなる家族観がベースにあるのか、という問題がある。女性優遇措置は、女性の家族形成への道徳的非難を確保するものである。逆にいえば、憲法 24 条・13 条が要請している家族形成における「個人の尊厳」・「両性の平等」が、児童手当法には確保されていない。家族観による女性差別が社会保障法に存在する。「子ども・若者」と家族

家族関係における「個人の尊厳」「両性の平等」は、「子ども・若者」にも保障されなければならない。家族の貧困・暴力は、子ども・若者が、貧困・暴力のなかに置かれることを意味するにもかかわらず、「子ども・若者」は、「家族のなかで養護されるべき存在」という固定的な観念によって、不可視化されてきた。そして、養育困難な家庭、すなわち貧困や暴力に満ちた家庭の子ども・若者が、「要保護児童」として「措置」されるシステムは、児童養護施設への収容を「社会的排除」としかねない問題を生じさせてきた。

とくに「少女・若い女性」は、家族の貧困・暴力にたいして、生き延びようとするとき、社会的には逸脱とみなされる行動もみられる。被害者を逸脱者とみなさないための制度の構築が必要であり、児童養護行政におけるジェンダー視点が求められる。したがって第一に、児童福祉法にも推進法にも、ジェンダー視点の導入を明記する必要がある。

オーストリアでは、ジェンダー視点は社会教育としての青少年支援の領域で、個々の団体によって進められているが、「ジェンダーに関する調査・研究」は団体への補助金によって推進されている。またドイツでは「青少年福祉法」を改正し、ジェンダー視点の導入が明記されている。家族の多様性が、承認されるなか、ジェンダー視点の重要性が児童福祉の領域でも重視されるようになっている。

オーストリアやドイツとは異なり、日本で

は「青少年保護」という用語そのものは、憲法規定にはない。だが、推進法にも明記されているように、子ども・若者をめぐる制度は、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念」によって運用される必要がある。憲法 13 条、24 条そして 25 条は、27 条の教育権保障とともに、青少年支援の重要性の根拠規定である。福祉を「恩恵」とせず、「権利」とするために、子ども・若者への支援に「ジェンダーに敏感な視点」が必要である。

第二に、児童福祉法も推進法も「家族」の 重要性を明記しているが、この「家族」支援 政策には、日本国憲法 24 条を活かすことが 要請されることを、明記する必要がある。

例えば、児童福祉法は、「家族の再統合」を掲げている。しかし、養育能力に欠ける家族・親を、どのように再生させていくのか。この家族支援は、現在の児童相談所や児童養護施設が直面している子ども支援と両立りわけ子どもの多様な行動への対応に追われ、かつ子どもの立場に立つことが求められている機関が、養育上の問題を抱える親たちにも対応することは、過重な負担であり、またその立場でもない。憲法 25 条にもとちを、他方で加害者の親たちを、憲法 24 条を具体化するものとして行われなければならないのである。

親への支援の困難さは、母子自立生活施設 において顕著に見られる。この施設では、養 育困難な問題を抱えながらも、子どもととも に生きようとする女性たちが生活している。 親への支援と子どもへの支援の二つが課題 である。しかし、現実には、住居の保障と保 育への支援はできても、母親への支援は大変 に難しい状況にある。結局、施設に順応でき ない母親は施設から排除するほかない。しか も、オーストリアのハイム問題が示すように、 施設側の指導員にとっても、固定的な「家族」 観・「子ども」観の克服は困難である。いず れにしても「家族支援」なしには、「家族の 再統合」はありえないにもかかわらず、親へ の支援のありかたは、制度的にもプログラム 的にも、不十分な状況にある。憲法 24 条の 要請にもとづく、家族の再統合の実現という 課題として、位置づける必要がある。

第三に、児童買春禁止法・児童虐待防止法 においても、ジェンダー視点の重要性を確保 し、被害児童支援を家族責任にすりかえず、 充実することが求められている。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計 1 件)

<u>若尾典子</u>「近代家族の暴力性と日本国憲法24条」名古屋大学法政論集255号、2014年。査読なし。587-617頁。

[学会発表](計2件)

<u>若尾典子</u>「軍事基地とジェンダー 沖縄 の女性運動」ジェンダー法学会、2013 年 12 月 8 日、宮崎公立大学。

<u>若尾典子</u>「近代家族の暴力性と日本国憲法 24条」平和学会、2012年11月23日、 三重県総合文化センター。

[図書](計 1件)

若尾典子「『少女支援』を考える 人権保障としての『社会福祉』」ジェンダー法学会編『ジェンダーと法 第2巻 固定された性役割からの解放』日本加除出版、2012年、205-219頁。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 種号: 出願年月日: 国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

6.研究組織

(1)研究代表者

若尾 典子(WAKAO,Noriko) 佛教大学・社会福祉学部・教授

研究者番号:70301439

(2)研究分担者 ()

研究者番号:

(3)連携研究者 ()

研究者番号: